

北市川スポーツクラブ入会手続きに関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、北市川スポーツクラブ規約（以下「規約」という）第6条の規定に基づき、入会手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(入会手続方法)

第2条 クラブに入会を希望する、規約第5条の要件を満たす者は、次のいずれかの入会手続きを行うものとする。

- (1) クラブホームページより **WEB** からの入会手続き後、クレジット決済もしくは、ゆうちょ銀行指定口座^{※1}へ、会費及び手数料、スポーツ安全保険料などを納入^{※2}。
- (2) 入会申込書^{※3}に必要事項を記載し、**FAX** にて申請後、ゆうちょ銀行指定口座へ、会費及び手数料、スポーツ安全保険料などを納入。
- (3) 入会申込書に必要事項を記載してクラブハウスへ提出し、ゆうちょ銀行払込取扱票を受取り、会費及び手数料、スポーツ安全保険料などを納入。

※1. ①ゆうちょ銀行からの場合 口座番号 00140-8-451008
②他の金融機関からの場合 口座番号 (店名)〇五八(店番)058
(普通預金) 7525230

※2. 払込手数料は納入者が負担するものとする。

※3. 入会申込書は、クラブホームページ (<http://nisc.jp>) よりダウンロードもしくは、クラブハウスにて配布。

(その他)

第3条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は運営委員会で別に定める。

附則

本要項は、平成29年1月28日から施行する。